

イ 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 第15条の規定により許可を取り消された者で、その取り消された日から5年を経過しないもの

エ 第19条の規定により命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの

オ 事業の実施に関して、不正な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(2) 事業計画が規則に定める基準に適合するものであること。

2 市長は、第6条第1項の許可に災害の発生の防止及び自然環境等の保全のため必要な条件を付すことができる。

(変更の許可)

第10条 第6条第1項の許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、変更の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 許可事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 第6条第2項から前条までの規定は、第1項の変更の許可について準用する。

(工事着手の届出)

第11条 許可事業者は、特定設備の設置工事（事業区域を工区に分けた時は、工区に係る設置工事。次条において同じ。）に着手する時は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(完了の届出等)

第12条 許可事業者は、前条の設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 市長は前項の規定による届出があったときは、速やかに、第6条第1項の許可又は第10条第1項の変更の許可の内容に適合していることを検査し、その結果を許可事業者に通知するものとする。

3 許可事業者は、前項の通知を受ける前に特定設備を使用してはならない。

(廃止の届出)

第13条 許可事業者は事業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、廃止しようとする日の30日前までに市長に届け出なければならない。

2 市長は前項の規定による届出があったときは、許可事業者に対し、事業計画に基づく適正な措置を講ずるよう求めることができる。

(定期報告)

第14条 許可事業者は、特定設備の設置が完了した後は、毎年度次の各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(1) 前年度の特定設備に係る維持管理の状況

(2) 前年度の事業に係る運営状況

(許可の取消し)

第15条 市長は、許可事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可又は第10条第1項の変更の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により第6条第1項の許可又は第10条第1項の変更の許可を受けたとき。

(2) 第6条第1項の許可又は第10条第1項の変更の許可を受けた日から起算して、3年を経過する日までに事業に着手しな

ったとき。

(3) 第9条第1項に該当しないと認められるに至ったとき。

(4) 第9条第2項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。

(5) 第10条第1項の変更の許可を受けずに事業計画が変更され、又は事業が実施されたとき。

(立入調査等)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第17条 市長は、災害の発生の防止又は自然環境等の保全を図るため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第18条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 禁止区域に太陽光発電設備を設置したとき。

(2) 第6条第1項の許可又は第10条第1項の変更の許可を受けずに特定設備を設置したとき。

(3) 第7条第1項の規定による協議をせず、又は虚偽の内容で協議を行ったとき。

(4) 第8条第1項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の説明会を開催しないとき又は第8条第2項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の措置を講じないとき。

(5) 第11条又は第12条第1項の規定による届出をせず、又は同条第3項の規定に違反して当該特定設備を使用し、又は使用させたとき。

(6) 第13条第2項の措置を講じないとき。

(7) 第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(8) 第16条第1項の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(9) 災害の発生の防止及び自然環境等の保全に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(命令)

第19条 市長は、事業者が正当な理由なく、前条の規定による勧告に従わないときは、相当の期限を定めて当該事業者に対し、必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第20条 市長は、第15条の規定により許可を取り消し、又は前条の規定により命令したときは、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令又は許可の取消しを受けた事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地）

(2) 命令又は許可の取消しの内容

2 市長は、前項の規定により公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第5条から第15条までの規定は、この条例の施行の日以後に設置の工事に着手する太陽光発電設備について適用する。

3 この条例の施行の際現に設置し、発電し、若しくは設置の工事に着手している太陽光発電設備の増設又は更新を計画することにより、当該太陽光発電設備が特定設備に該当することとなるときは、第10条第1項の規定を適用する。

（揭示済）

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年3月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第4号

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成25年宇治市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「 次を」と

次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 共同住宅及び寄宿舎（A地区の項制限の欄第1号の病院に勤務する医師及び看護師の居住の用に供するものに限る。）
- (3) バス停留所の上屋、公衆電話所又は東屋
- (4) 前3号の建築物に附属するもの

「 次を」と

次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (4) バス停留所の上屋、公衆電話所又は東屋
- (5) 前各号の建築物に附属するもの

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年3月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第5号

宇治市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

宇治市子ども・子育て会議設置条例（平成25年宇治市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年3月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第6号

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（揭示済）

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年3月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第7号

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「、次条第1項」を「、次条第1項、第7条の3第2項」に改める。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備

えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条本文中「、必要」を「、その行う保育に支障がない場合に限り、必要」に改め、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

（揭示済）

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年3月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第8号

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条

第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項後段中「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項後段中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項後段中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項後段中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年3月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第9号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項本文中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第16条第1項第1号中「100分の7.75」を「100分の7.57」に改め、同項第2号中「27,900円」を「27,700円」に改め、同項第3号ア中「18,000円」を「17,700円」に改め、同号イ中「9,000円」を「8,850円」に改め、同号ウ中「13,500円」を「13,275円」に改める。

第16条の5の5第1項第1号中「100分の2.78」を「100分の2.87」に改め、同項第3号ア中「6,200円」を「6,500円」に改め、同号イ中「3,100円」を「3,250

円」に改め、同号ウ中「4,650円」を「4,875円」に改める。

第16条の5の9中「、200,000円」を「、220,000円」に改める。

第16条の9第1項第1号中「100分の2.97」を「100分の2.89」に改め、同項第2号中「12,200円」を「12,300円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「19,530円」を「19,390円」に改め、同号イ（ア）中「12,600円」を「12,390円」に改め、同号イ（イ）中「6,300円」を「6,195円」に改め、同号イ（ウ）中「9,450円」を「9,292円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同号ア中「13,950円」を「13,850円」に改め、同号イ（ア）中「9,000円」を「8,850円」に改め、同号イ（イ）中「4,500円」を「4,425円」に改め、同号イ（ウ）中「6,750円」を「6,637円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同号ア中「5,580円」を「5,540円」に改め、同号イ（ア）中「3,600円」を「3,540円」に改め、同号イ（イ）中「1,800円」を「1,770円」に改め、同号イ（ウ）中「2,700円」を「2,655円」に改め、同条第2項後段中「19,530円」を「19,390円」に、「12,600円」を「12,390円」に、「4,340円」を「4,550円」に、「6,300円」を「6,195円」に、「2,170円」を「2,275円」に、「9,450円」を「9,292円」に、「3,255円」を「3,412円」に、「13,950円」を「13,850円」に、「9,000円」を「8,850円」に、「3,100円」を「3,250円」に、「4,500円」を「4,425円」に、「1,550円」を「1,625円」に、「6,750円」を「6,637円」に、「2,325円」を「2,437円」に、「5,580円」を「5,540円」に、「3,600円」を「3,540円」に、「1,240円」を「1,300円」に、「1,800円」を「1,770円」に、「620円」を「650円」に、「2,700円」を「2,655円」に、「930円」を「975円」に改め、同条第3項後段中「19,530円」を「19,390円」に、「8,540円」を「8,610円」に、「12,600円」を「12,390円」に、「13,950円」を「13,850円」に、「6,100円」を「6,150円」に、「9,000円」を「8,850円」に、「5,580円」を「5,540円」に、「2,440円」を「2,460円」に、「3,600円」を「3,540円」に改める。

第28条の3第2項中「」の「」又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知をいう。）の「」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和4年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市議会の個人情報の保護に関する条例を、ここに公布する。

令和5年3月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第10号

宇治市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 個人情報等の取扱い(第4条-第16条)
- 第3章 個人情報ファイル(第17条)
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示(第18条-第30条)
 - 第2節 訂正(第31条-第37条)
 - 第3節 利用停止(第38条-第43条)
 - 第4節 審査請求(第44条-第46条)
- 第5章 雑則(第47条-第52条)
- 第6章 罰則(第53条-第57条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、宇治市議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
 - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という

。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、宇治市情報公開条例(平成17年条例第4号。以下「情報公開条例」という。)第2条第1項第1号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。

- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地